

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 「信用危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあつては約款第4条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあつては約款第4条第12号から第14号までに掲げる事由によるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 「信用危険」とは、約款第3条第1号に掲げるてん補危険にあつては約款第4条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補危険にあつては約款第4条第12号又は第14号に掲げる事由によるものをいう。</p>	
<p>(免責)</p> <p>第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 証券記載の仲介貿易契約の相手方が、保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、次のいずれかに該当するもの イ～ホ (略)</p> <p><u>へ その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p> <p>四 (略)</p>	<p>(免責)</p> <p>第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 証券記載の仲介貿易契約の相手方が、保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、次のいずれかに該当するもの イ～ホ (略)</p> <p>四 (略)</p>	

<p><u>五</u> 石炭火力発電において用いられる貨物等に係る輸出契約等</p> <p><u>六</u> G 7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G 7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等</p>	<p><u>五</u> <u>その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u></p> <p><u>六</u> 石炭火力発電において用いられる貨物等に係る輸出契約等</p> <p><u>七</u> G 7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G 7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等</p>	
<p>（輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第13条 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号<u>若しくは第13号</u>のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（輸出等不能事故における事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第13条 約款第3条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号まで又は第12号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 （略）</p> <p>3 （略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		